

意 見 書 案 (令和8年2月定例議会)

No.	件 名	提 出 会 派	頁
1	憲法に違反する安保法制廃止を求める意見書（案）	日本共産党	2
2	国に原発の最大限活用と建て替え具体化の方針を撤回し、原発ゼロを目指すよう求める意見書（案）	日本共産党	3
3	OTC類似薬の25%自己負担上乗せに反対する意見書（案）	日本共産党	4
4	スパイ防止法の制定に反対する意見書（案）	日本共産党	5
5	国及び都に包括的性教育の実施を求める意見書（案）	日本共産党	6
6	東京23区の家庭ごみ有料化について慎重な検討を求める意見書（案）	AGORA	7
7	共同親権及び法定養育費制度の適正な運用と養育費確保策のさらなる充実を求める意見書（案）	AGORA	8
8	いわゆる「隠れ教育費」の実態把握と保護者負担軽減を求める意見書（案）	AGORA	10
9	非核三原則の堅持を求める意見書（案）	AGORA	11
10	災害時の医療的ケア児への支援体制の確立を求める意見書（案）	AGORA	12
11	科学技術・イノベーション政策の抜本的強化を求める意見書（案）	AGORA	13

憲法に違反する安保法制廃止を求める意見書（案）

2015年9月19日に集団的自衛権の行使容認を内容とする安保法制が強行採決され10年半がたちます。集団的自衛権とは、日本が武力攻撃をされていないのに他国のために武力行使をすることです。従来の政府の憲法解釈において集団的自衛権の行使は憲法9条の許容するところでなく、違憲と長年にわたり確認されていました。しかし、2014年7月に当時の政府は閣議決定のみで、この憲法解釈を変更しています。

安保法制が可能にした集団的自衛権の行使とは、日本が武力攻撃を受けていないのに、米国など他国が第三国と始めた戦争を政府が「日本の存立が脅かされる事態」（存立危機事態）と判断すれば、戦争している米軍を支援するため、自衛隊が参戦し、武力を行使することであり、安保法制の審議の際、元内閣法制局長官の阪田雅裕氏は「集団的自衛権を行使することは、進んで戦争に参加することだから、敵となる相手国にわが国領土を攻撃する大義名分を与えるということでもある」「国民を守るというよりは、進んで国民を危険にさらすという結果しかもたらさない」との指摘もしていました。（2015年6月22日開催の衆院特別委員会）

違憲の安保法制はこの10年で運用が進められ、2022年12月には安保三文書が閣議決定され、敵基地攻撃能力の保有に加え、防衛費の大幅増額、更には武器輸出解禁、非核三原則の改変が政権によって追求され日本の防衛・安全保障政策を根本的に転換させる政策が進められています。しかし、これらはいずれも憲法9条1項及び2項に反しており、安保法制の下で、それらが他国のために用いられ、わが国が武力紛争の当事者となる危険性を一層高めることに繋がっていきます。違憲の法律は、時間がたっても違憲であることに変わりはありません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、安保法制の廃止を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

衆議院議長　　宛て

参議院議長

国に原発の最大限活用と建て替え具体化の方針を撤回し、 原発ゼロを目指すよう求める意見書（案）

東京電力福島第一原発事故から 15 年になろうとしていますが、事故は収束せず、いまだに多くの被害者が避難を続けています。にもかかわらず、政府・自民党は、「原発依存度を低減させる」としてきた方針を投げ捨て、昨年閣議決定した「エネルギー基本計画」では、原発の最大限活用を掲げ、建て替えを具体化するとまで表明しています。

原発は事故リスクに加え、運転すれば処分場もない核のゴミが発生し、世界的にも高コストが問題になっています。また、原発再稼働が再生可能エネルギーの出力抑制を招くなど、再エネ推進を阻害しています。さらに最近では原発再稼働に必要な規制委員会の審査で、今年になって中部電力が、浜岡原発 3、4 号機の審査で地震動の評価を小さくするための不正行為をしていましたことが明らかになりました。

事故がひとたび起これば、大量の放射性物質が広範な地域を汚染し、多くの住民が長期の避難を強いられます。福島原発事故で、いまなお 300 平方キロメートル以上が帰還困難区域とされ、約 5 万人が故郷に戻れずにいます。農林水産業をはじめ地域の伝統・文化も深刻な被害を受けています。

日本の再生可能エネルギー資源は、電力でいえば、現在の需要の 7 倍を超えており、とても豊富です。原発をゼロにしながら再生可能エネルギーを最大限に活用すれば脱炭素も十分に可能です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、原発の最大限活用と建て替えの方針を撤回し、原発ゼロを目指し再生可能エネルギーを最大限活用することを求めます。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
経済産業大臣　　宛て
衆議院議長
参議院議長

OTC類似薬の25%自己負担上乗せに反対する意見書（案）

市販薬と同等の効果があるとされる保険適用の処方薬、OTC類似薬について、日本維新の会が医療保険から外すことを要求していました。これを認めれば、自己負担は数十倍になり、自治体が行っている「こども医療費無償化」の対象からも除外されます。

大幅な自己負担の増大になることが大問題になり反対の世論の高まりを受けて、自民党と日本維新の会は昨年12月19日、政調会長間での合意がされOTC類似薬の保険適用除外を見送るものの、薬剤費の25%を窓口で追加自己負担させ、残りの75%に保険適用（1～3割）という方針を決定しました。対象となる医薬品は湿布や保湿剤、解熱鎮痛剤、抗アレルギー剤、胃腸薬など77成分でおよそ1,100品目です。2027年3月から実施し、2027年度以降は対象範囲の拡大とともに薬剤費の自己負担割合の引き上げも検討していきます。

「25%自己負担上乗せ」により、医療保険が3割の人は実質5割負担、2割の人は4割、1割の人は3割への大幅負担増になります。

最も懸念されるのは、経済的な理由による「受診控え」です。本人は「ただの風邪」や「軽い湿疹」でも重大な病気が隠れている可能性もあります。また、「25%の上乗せ」のため治療の継続を断念する方には死活問題にもなります。更に、この方針は日本の医療の根幹でもある「必要な医療を、誰もが平等に、安価に受けられる」という皆保険の原則を揺るがすものです。

2002年の健康保険改定時の付則には「将来にわたって7割の給付を維持する」とし、当時の坂口力厚生労働大臣ですら「自己負担は3割が一つの限界」と答弁していました。現行法も国会答弁もないがしろにすることは許されません。

医療現場では患者さんに薬剤師や事務スタッフが複雑な「上乗せ負担」の仕組みを説明せねばなりません。現場の負担増と窓口でのクレーム対応の増加も必至です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国民皆保険制度のもとですべての国民に必要な医療が保険給付されるよう、OTC類似薬の25%自己負担の上乗せを行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣　　宛て
衆議院議長
参議院議長

スパイ防止法の制定に反対する意見書(案)

自民党と日本維新の会は、政権合意でスパイ防止法について「2025 年に検討を開始し、速やかに法案を制定、成立」と明記したことで、スパイ防止法制定の動きが強まっています。

高市早苗首相は党首討論で、スパイ防止法の制定を求める参政党・神谷宗幣代表に「今年検討を開始し、速やかに法案策定を考えている」と応じました。

参政党の防諜法案要綱で防諜の対象を「安全保障に支障を与えるおそれがあるもの」と無制限に広げうるものにし、地方公共団体にも防諜措置を義務付けています。また、国民民主党の法案要綱ではインテリジェンスを「国家の存立に関わる重要な課題」と強調し、その防護のために「国家の存立に関わる重要な課題」と強調し、その防護のために「国民の自由と権利に制限が加えられる場合」があることを当然視しています。日本維新の会・藤田文武共同代表が議員定数「自動削減」法案の成立への協力を参政党に求めた際、神谷代表は協力する条件としてスパイ防止法と国旗損壊罪の制定への協力を求め「非常に前向きな会談」になったと共鳴しあっています。

これら推進の動きが出ているスパイ防止法関連の法案要綱は、「戦争する国」づくりと一体に、外国勢力の脅威をあおり、スパイの取り締まりに全ての市民を監視し、報道の自由を奪い人権と民主主義をじゅうりんするのですが、1980 年代にスパイ防止法が「治安維持法の再来」と厳しい批判を受けて廃案になったことを意識して「基本理念」などに「憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」と言った文言を入れ、本質をごまかそうとしているのも特徴です。

しかし、市民を監視・抑圧する本質はいささかも変わりません。毎日新聞の社説では、「懸念されるのは、警察当局などによる市民への監視の網が広がること」また、信濃毎日新聞は、「民主主義の土台が崩される」などスパイ防止法に反対する声が広がっています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、スパイ防止法案の制定を止めるよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

衆議院議長

宛て

参議院議長

国及び都に包括的性教育の実施を求める意見書（案）

内閣府の「こども・若者の性被害」調査（2023年6月）によると、16～24歳の4人に一人以上が何らかの性暴力被害を受けています。性交を伴う被害にあった人のうち、最初の被害年齢は中学生以下が24%と深刻です。また、国際NGO「プラン・インターナショナル」とともにジェンダー平等と女性の権利向上を目指す「プラン・ユースグループ」が、2024年12月に全国の高校生1,000人を対象に行った調査によれば、性的な行為をする時に相手の同意を得る「性的同意」について、「知らない」「聞いたことがあるが説明できない」と答えた割合は68%に上ります。子どもたちを性暴力の被害者にも加害者にもさせないために、人権・ジェンダー教育としての包括的性教育が求められます。

包括的性教育とは、「性は人権」、「ジェンダー平等」の立場で、互いの性を尊重する人間関係を築くことを目指すものです。ユネスコ（国連教育科学文化機関）が中心になって具体的な内容をまとめ、(1)人間関係、(2)価値観、人権、文化、セクシュアリティ、(3)ジェンダーの理解、(4)暴力と安全確保、(5)健康と幸福のためのスキル、(6)人間のからだと発達、(7)セクシュアリティと性的行動、(8)性と生殖に関する健康の八つの柱があり、年齢層に区分して学習内容が掲げられています。学び手の成長や発達に沿って創意工夫しながら取り組み、子どもの自己肯定感や探求心を育むことを目指しています。自らの人権と健康を守るうえで、からだと性を学ぶ性教育の推進は人権課題です。

よって、文京区議会は、政府及び東京都に対し、性交や妊娠の経過を取り扱わないとする学習指導要領の「はどめ規定」をなくし、年齢・発達段階に応じた包括的性教育を位置付けるよう求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
文部科学大臣　　宛て
東京都知事

東京 23 区の家庭ごみ有料化について慎重な検討を求める意見書（案）

東京都は、2025 年に公表した資源循環施策の方針において、2026～2030 年度を「集中取組期間」と位置づけ、東京 23 区に対して家庭ごみ有料化の導入検討を促す姿勢を示しました。その背景には、東京湾の最終処分場の残余年数が 50～60 年とされるなど、将来的な処分能力への懸念があり、ごみ減量を図る施策の一つとして検討が進められています。

特別区長会においては、「23 区で一斉に家庭ごみ有料化を実施することが望ましい」との考え方方が示されており、制度導入に当たっては区間の足並みをそろえることが重視されています。一方で、区ごとの状況や住民理解の程度には差があることから、合意形成には丁寧な検討が求められます。

家庭ごみ有料化については、全国の自治体データを用いた研究において、ごみ排出量の抑制効果が確認されており、その効果が中長期的に持続する可能性が明らかになっていきます。また、八王子市をはじめとする有料化を実施している自治体では、ごみ排出量の減少に加え、生ごみ堆肥化や分別の徹底など、市民の意識変化が見られ、資源化率の向上や焼却量の削減を通じて、二酸化炭素排出量の削減にもつながっているとの報告もあります。

他方、有料化の導入により、指定袋の購入が必要となることから、世帯当たり年間数千円から 1 万円程度の追加負担が生じる可能性が指摘されています。こうした負担は所得にかかわらず一定であるため、低所得世帯ほど相対的な負担が大きくなる、いわゆる逆進性への懸念もあります。また、生活保護世帯や子育て世帯等への減免措置が十分でない場合には、不公平感が生じるおそれがあります。さらに、既に税金によってごみ処理費用を負担している中で、指定袋代を求めることに対し、二重負担と受け止められる可能性があることも考慮する必要があります。

よって、文京区議会は、東京都及び都議会に対し、家庭ごみ有料化について、その効果や課題を多角的に検証するとともに、区民生活への影響を十分に踏まえ、拙速な制度導入とならないよう慎重な検討を行うことを求めます。あわせて、有料化の意義や根拠を分かりやすく示し、生活者の声を丁寧にくみ取りながら、納得感のある制度設計に向けた議論を深めることを要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

東京都知事
東京都議会議長　　宛て

共同親権及び法定養育費制度の適正な運用と 養育費確保策のさらなる充実を求める意見書（案）

2021年に厚生労働省が実施した調査によれば、離婚等によりひとり親家庭となった世帯において、養育費を「現在も受給している」割合は、母子世帯で28.1%、父子世帯で8.7%にとどまっています。養育費は、子どもの生活と成長を支える基盤であり、その未払いは、子どもの貧困を招く重大な要因となっています。

国は、離婚後の子の養育に関する制度を見直すため、2026年4月1日から改正民法を施行することとしています。改正法では、離婚後の親権について、父母の協議又は家庭裁判所の判断により、単独親権に加えて共同親権を選択できる制度が導入されます。あわせて、DVや虐待のおそれがある場合など、共同して親権を行うことが困難な事情があるときには、単独親権とすべきことが明確にされています。

また、養育費の確保を図るため、離婚時に養育費の取決めがない場合であっても、主として子を監護する親が、他方の親に対し、子一人当たり月額2万円を請求できる法定養育費制度が新設されます。

これらの改正は、子の養育責任を明確化し、養育費の履行確保を前進させるものとして評価できます。一方で、制度の運用や支援のあり方によっては、子及び同居親の安全確保や、養育費の実効的な確保という点で、なお課題が残されています。

第一に、法定養育費は、養育費の取決めがされるまでの暫定的・補充的な制度と位置付けられており、その金額も子一人当たり月額2万円にとどまっています。しかし、現下の物価高騰や住居費・教育費等の実態を踏まえると、当該金額が子の最低限度の生活を維持する上で十分とは言い難く、生活困難を解消するには限界があります。

第二に、法定養育費は、改正法の施行後に離婚した場合に限って請求できる制度であり、施行前に離婚したひとり親家庭には適用されません。その結果、既に養育費不払いに直面している多くのひとり親家庭が制度の対象外となり、支援の空白が生じるおそれがあります。

第三に、養育費債権に係る制度整備が進められたとしても、実際には手続に伴う時間的・心理的負担が大きく、特にDV等により相手方との接触を避けたい当事者にとっては、依然として高いハードルが存在します。そのため、制度が整備されても、それが実際に利用され、養育費の回収につながることとの間には、大きな隔たりがあります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、制度改正の趣旨である「子の利益の最優先」を確実に実現するため、下記の事項について早急に取り組むことを求めます。

記

- 1 共同親権の運用に当たり、DV・虐待等が疑われる事案では、子及び同居親の安全確保を最優先とし、単独親権が確実に選択されるよう、家庭裁判所及び関係機関における判断支援を強化すること。

- 2 法定養育費(子一人当たり月額2万円)が暫定的・補充的な制度であることを踏まえつつも、子の生活実態に見合った水準となっているかを検証すること。
- 3 法定養育費が施行後に離婚した世帯に限定されることにより取り残される、施行前に離婚したひとり親家庭に対しても、養育費確保の実効性を補う支援を国として行うこと。
- 4 養育費に関する相談先や手続案内について、国として分かりやすい周知を徹底し、当事者が早期に適切な支援につながれる体制を強化すること。

以上、地方地自法第99条の規定により意見書を提出します。

年　　日　　月

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣(こども政策)　　宛て
衆議院議長
参議院議長

いわゆる「隠れ教育費」の実態把握と保護者負担軽減を求める意見書（案）

近年、授業料無償化等の支援制度は拡充しつつある一方で、保護者が負担する補助教材費、行事費、指定用品費、学用品費、校外学習費、PTA会費等の、いわゆる「隠れ教育費」が、物価高騰等を背景に増加しています。これにより、家計を継続的に圧迫されるとともに、子どもの教育機会に格差を生じさせるおそれが高まっています。

文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」によれば、保護者が支出した「学校教育費」は、公立小学校で年額7.4万円、公立中学校で年額15.1万円と、いずれも過去最高となっています。また、「図書・学用品・実習材料費等」や「修学旅行費」の増加が目立ち、授業料の軽減が進んでも、学校生活に不可欠な費用負担が増える構造となっています。

日本国憲法第26条2項は義務教育の無償を定めていますが、「無償」の範囲を授業料等に限定する最高裁判所の判例により、授業料以外の費用については家庭の負担が前提となりやすくなっています。加えて、学校や自治体の運用差、学校徴収金の不透明性、PTA会計の位置づけの曖昧さ等により、必要性・妥当性の検証が十分に行われにくい状況があります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、子どもの学ぶ権利と教育機会の平等を実質的に保障し、保護者負担が子どもの教育参加を妨げることがないよう、「隠れ教育費」の見える化と負担軽減を一体で進めるため、下記の事項について、国において速やかに措置を講ずるよう強く求めます。

記

- 1 補助教材費、学用品費、校外学習費などの隠れ教育費の保護者負担について、速やかに全国的な実態把握を行い、その結果を公表すること。
- 2 実態把握の結果に基づき、各費目について、①不要なもの、②設置者（自治体等）が負担すべきもの、③保護者が負担すべきもの等の区分を行い、標準的な考え方（ガイドライン）を示すこと。
- 3 設置者（自治体等）が負担すべきとされたものについては、必要な予算を確保し、学校において必要量を確保できるよう、国として財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣　　宛て

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ねる中で、歴代内閣もこれを堅持し、継承してきました。

しかし、高市内閣では、安全保障関連三文書の改定とあわせて、非核三原則の見直しも議論の対象に含まれる方向であると報じられています。

日本は、世界で唯一の戦争被爆国であり、核兵器の非人道性を最も深く理解している立場にあります。非核三原則を堅持することは、核兵器廃絶を訴える道義的正当性を支える基盤になります。もし日本が核武装に踏み出せば、国際社会における「核廃絶のリーダー」という立場を失い、歴史的経緯を踏みにじることになります。

こうした非核三原則の見直しを不安視する声があがっています。核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増していますが、こうした時代だからこそ、非核三原則は、今後も守られることが望まれます。1945年に広島と長崎にもたらされた惨禍は、二度と繰り返してはなりません。被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命です。これを受けて、文京区は非核平和都市宣言を行い、真の恒久平和を実現することは、人類共通の願いであるとともに、文京区民の悲願であることを明言しています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣　　宛て

外務大臣

衆議院議長

参議院議長

災害時の医療的ケア児への支援体制の確立を求める意見書（案）

文部科学省は、日常的にたんの吸引や胃ろう等の医療的ケアを必要とする医療的ケア児が在籍する学校や幼稚園などの教育機関のうち、約3割において、災害時の対応について保護者や医師等との取り決めがなされていないことを公表しました。この調査により、災害時対応に関する多くの課題が明らかになっています。

各自治体の防災計画や地域防災計画において、学校内での医療的ケア児への対応が十分に位置づけられていない事例も見受けられます。こうした課題は学校に限らず、保育所や学童保育等においても同様に存在しています。医療的ケアを行うことができる看護師や支援員が、突発的な災害時に必ずしも学校や保育所に配置されているとは限らず、対応可能な人材が不足している現状があります。

また、災害時の個別避難支援計画が作成されていないケースや、保護者・医療機関・学校・保育所等の連携が不十分で、災害時の役割分担が明確になっていないことも課題です。さらに、設備環境の整備不足も指摘されています。人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器等の使用に不可欠な電源の確保、プライバシーや衛生環境への配慮、医療機器の持ち込みや保管場所の未整備など、多くの課題が存在しています。

加えて、災害時に必要となる医療情報、ケア内容、緊急時の対応方法、使用機器等の情報が十分に共有されず、情報伝達の遅れが生じるおそれもあります。

これらの課題を克服するためには、国において文部科学省と厚生労働省が一体となり、災害時における医療的ケア児への支援体制を早急に確立することが不可欠です。

よって、文京区議会は、政府に対し、災害時の医療的ケア児支援に関するガイドラインを作成するとともに、必要な予算措置を講じることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年　　月　　日

文京区議会議長名

文部科学大臣
厚生労働大臣　　宛て

科学技術・イノベーション政策の抜本的強化を求める意見書（案）

我が国は、急速な少子高齢化と人口減少の進行に加え、複雑化する国際情勢の下、地政学的リスクの高まりに伴うエネルギー・原材料価格の上昇や、円安を背景とした物価高騰など、かつてない複合的な課題に直面しています。このような状況においても、持続可能な成長を遂げ、国民一人ひとりが豊かさを実感できる社会を実現していくためには、社会全体の「知の総和」を維持・向上させ、国際競争力を高めていくことが重要です。

科学技術力は、経済的・社会的発展を支える基盤であり、新産業の創出や経済成長、国民生活の向上に大きく寄与してきました。しかしながら、政府は約20年にわたり、科学技術予算において「選択と集中」を進めてきたものの、研究開発投資の水準を国際的に比較すると、米国や中国はもとより、他の先進国と比べても見劣りする状況にとどまっています。

こうした中、政府は2026年度予算案を閣議決定し、文部科学省予算についても前年度比で過去最大の伸び率となる増額を計上するなど、科学技術・学術研究分野への支援を強化する姿勢を示しています。特に、基礎研究・学術研究における日本の優位性を取り戻すことを目的に、第7期科学技術・イノベーション基本計画の中核と位置付けられる「科学の再興」に向けた関連予算が拡充された点は、一定程度評価できます。

しかしながら、この間に物価上昇や人件費の高騰が進行しており、名目額での予算増が、研究現場における実質的な研究投資力の向上に直結しているとは言い難い状況です。実験資材や研究設備、国際共同研究等に要する経費はインフレの影響を強く受けおり、研究環境のひっ迫を指摘する声も少なくありません。

とりわけ、研究基盤を支える科学研究費助成事業（科研費）や大学運営費交付金は、国際水準と比較して依然として十分とは言えず、基礎研究や若手研究者の育成に影響を及ぼしています。研究環境の不安定化が続けば、優秀な研究人材の海外流出や次世代研究者の育成停滞を招き、国際的な研究競争における日本の優位性をさらに低下させるおそれがあります。

基礎研究への継続的な投資は、中長期的に産業競争力の強化と経済成長をもたらすとともに、将来のイノベーション創出の源泉となるものです。そのためには、研究者が安心して挑戦できる研究環境と、十分な資金的裏付けを確保することが不可欠です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、科学技術・イノベーションを、我が国を支える基盤と明確に位置づけ、その力を最大限に発揮できる環境整備を進めるため、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 科学技術関係予算について、名目額の増減にとどまらず、物価上昇を踏まえた実質ベースでの研究投資力の確保・強化を図ること。
- 2 科研費のさらなる充実や大学運営費交付金の安定的確保を通じ、基礎研究と研究人材育成を長期的に支える研究基盤を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣 宛て
衆議院議長
参議院議長